

前方視界基準の小型商用車への対象拡大について（UNR125 改正）

- 適用範囲
 - 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 トン以下のもの
- 概要
 - 小型商用車を規則対象とするための「前方視界の協定規則（第 125 号）」の補足改訂が、令和４年３月の国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において合意されたことを踏まえ、今般、国内基準の改正を行う。なお、大型車を対象とした直接視界基準が WP.29 の担当部会で合意済みであり、令和４年 11 月 WP.29 で投票され成立見込みである。
 - 乗用車と同様に、小型商用車にも以下の視界要件等を適用する。
 - ・ A ピラーによって視野が遮蔽される許容範囲要件
 - ・ 運転者の左右 180° 及び一定の上下方向の視野範囲における遮蔽物の設置を禁止する要件
- 改正時期（予定）： 令和４年 10 月上旬
- 適用時期（予定）： 新 型 車：令和 6 年 7 月
継続生産車：令和 8 年 7 月